

# JA越後さんとう 「JAポイントサービス」を ご存知ですか？

## JA利用でポイントが貯まる！！

入会金  
年会費  
無料！

JA越後さんとう  
ポイント会員  
に加入する

会員  
募集中！

JA事業を  
利用する

JAの各事業をご利用  
いただくとポイント  
が付きます。

ポイントを  
交換する

貯まったポイントを交換  
できます。

- 自動キャッシュバックコース
- キャッシュバックコース
- ポイント交換コース

ポイントが  
貯まる

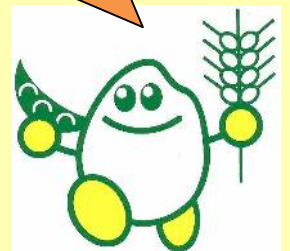
事業ごとに応じて毎月  
自動でポイントが  
付与されます。

ご家族みんなで  
加入してね！

**組合員加入がお得！**

組合員特典

- 毎年200Pが付与されます！
- 組合員お楽しみ抽選の対象となり、5,000Pゲットのチャンスが！



会員資格

18歳以上の個人の方、または法人・団体  
※未成年は親権者の同意が必要です。

入会方法

所定の入会申込書に必要事項を記入し、お申込みいただきます。

有効期限

ポイントの有効期限は、ポイントが付与された日の属する当JA事業年度から起算して3度目の事業年度末（毎年1月末日）までとし、それ以降は失効します。

## ポイント付与基準表

事業	種類	付与回数	基準金額等	ポイント値		付与時期
				組員	組員外	
信用事業	定期貯金（平均残高）	毎月	25万円	1P	1P	翌月20日頃
	貸出金（平均残高）	毎月	25万円	1P	—	翌月20日頃
	給与振込	毎月	振込あり	10P	10P	翌月20日頃
	年金受取	毎月	振込あり	10P	10P	翌月20日頃
	電気・電話・ガス・水道・NHK料金の自動支払い	毎月	一契約につき	2P	2P	翌月20日頃
	J Aカード新規発行	新規発行時	—	300P	300P	翌月20日頃
購買事業	購買品未収金扱い	毎月	1,000円	1P	1P	翌月20日頃
	資材センターで現金お買いもの	購入時	500円	1P	1P	翌月20日頃
	給油所でJ Aカード給油	給油時	1,000円	1P	1P	翌月20日頃
その他	組員資格	年1回	1月末の組員資格に対し	200P	—	毎年5月
	組員お楽しみ抽選	年1回	11月末の組員資格に対し当選60名	5,000P	—	毎年12月

- ※1 1ポイント＝1円で換算 ※2 基準金額は税込みです。 ※3 貯まったポイントは、下記のポイント還元表によりご利用いただけます。  
 ※4 資材センターでの現金購入、ポイント照会、ポイント利用、会員登録内容の変更等の際は、ポイントカードの提示が必要です。  
 ※5 ポイントの有効期限は、ポイントが付与された日の属する当JAの事業年度から起算して3年目の事業年度末をもって失効します。  
 ※6 ポイント付与基準の内容は予告なく変更する場合があります。 ※7 別途各種キャンペーン利用でポイント付与します。  
 ※8 JAカードは三菱UFJニコスポイントも貯まります。 ※9 詳しくは別に定めるJA越後さんとうポイントサービス会員規約をご確認ください。

## ポイント還元表

コース名	交換内容・方法	交換単位
自動キャッシュバックコース	基準日（年1回）に当JAご本人口座へ入金させていただきます。 （初回登録後は毎年自動継続）	500 P
キャッシュバックコース	当JAのご本人口座へ入金させていただきます。 （還元の都度申請が必要になります）	500 P
ポイント交換コース	提携会社のポイントとJAポイントの交換ができます。 （ポイントJAカード会員のみ対象）	500 P

- ※1 自動キャッシュバックコースは、基準日時点（1月末）のポイント残高（500P単位）を、会員指定の当JA本人口座へ自動的にキャッシュバックします。2月20日（休日の場合は翌営業日）に入金します。自動キャッシュバック登録後でも、基準日前に所定の還元基準（交換単位）に達していれば、申請により任意でポイントの利用ができます。ただし、任意キャッシュバックで指定口座を変更した場合は、自動キャッシュバックの指定口座も同時に更新されます。還元時に指定口座が解約されている場合は、還元ポイントは消滅します。  
 ※2 ポイントのご利用は、各支店でポイント利用申請書による手続きが必要です。  
 ※3 キャッシュバックコースは申込の翌月20日に貯金口座に入金されます。

# JA越後さんとう ポイントサービス会員規約

本規約は、JA越後さんとうポイント会員（以下、「会員」という）が、JA越後さんとうポイントサービスを利用するにあたり利用条件を定めたものです。入会にあたっては、下記条項のほか別途JAが定める各関連規定等が適用されることに同意したものといたします。

### 第一条 会員資格

- 会員は原則として18歳以上の個人または、法人・団体とし、本規約を承認したうえで入会を申し込み、当JAがこれを承諾した方となります。なお、未成年の方は親権者の同意が必要となります。
- 会員には、「JAカード（クレジット機能付き）」または「ポイントカード（クレジット機能なし）」のいずれかを発行いただき、会員証としてカードを発行します。

### 第二条 入会方法

所定の入会申込書に必要事項をご記入いただき、ご本人が申込みするものとします。

### 第三条 入会金・年会費

入会金、年会費は無料です。なお、JAカード（クレジット機能付き）の場合は、発行者である三菱UFJニコス株式会社が定める年会費が別途必要となります。

### 第四条 会員特典

- 当JAが指定する店舗・施設でのご利用状況に応じてポイントが積立てられます。なお、対象となる事業・取引の詳細は当JAが別に定めるポイント付与基準によります。
- 会員特典はご本人のみご利用いただけます。
- 累計ポイントは最寄りのJA各支店で確認することができます。
- カードの提示がない場合は、会員特典が受けられない場合がありますのでご注意ください。

### 第五条 ポイントの付与と有効期限

- ポイントは会員が利用した金額等により、当JAが定めるポイント付与基準に基づき付与されます。
- ポイント付与の対象となる取引について、取り消し・解約・返品等された場合には、原則その金額に見合うポイントは減算させていただきます。
- ポイントは、当JAが定めるポイント還元基準により利用することができます。
- ポイントの有効期限は、ポイントが付与された日が属する当JAの事業年度から起算して3年度目の事業年度末（毎年1月末日）までとし、それ以降は失効します。

### 第六条 届出事項の変更

会員の住所、氏名、電話番号等の届出事項に変更がございましたら、すみやかにご取扱いのJA各支店・店舗へお申し出ください。お申し出がない場合には、ご連絡・通知が届かず、特典を受けられない場合があります。

### 第七条 本規約の追加・変更

会員規約ならびにポイント付与基準、ポイント還元基準は諸事情により随時変更される場合がありますのでご了承ください。なお、最新の変更内容に関する照会を、当JAホームページでご確認いただくか、末尾のお問い合わせ先または最寄りのJA各支店にお問い合わせください。

### 第八条 ポイント残高の譲渡

ポイント残高は、同一世帯の会員へ譲渡できます（相続除く）。ポイントを譲渡する際には、最寄りのJA各支店へお申し出ください。

### 第九条 解約等

- 本契約は、会員または当JAのいずれか一方の事情でいつでも解約することができます。ただし、当JAに対する解約の通知は当JA所定の書面によるものとします。なお、解約した場合のポイント残高は失効します。
- 前項の規定により、当JAの都合により本契約を解約したときは、郵便等で会員宛に通知いたします。解約によって生じた損害については、当JAは一切の責任を負いません。
- 会員が下記に該当する場合は、当JAは会員に通知することなく、いつでも本契約を解約または本契約に基づくサービスの一部もしくは全部の提供を停止することができます。
  - ① 会員が当JAに対して負担する債務の一部でも履行を遅延した場合
  - ② 会員が本規約や当JAとの他の取引約定に違反した場合
  - ③ 住所変更の届けを怠るなど、会員の責めに帰すべき事由によって当JAにおいて会員の所在が不明となった場合
  - ④ 会員に支払の停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立があった場合
- 上記以外に、当JAが本契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合

### 第十条 個人情報の収集・保有・利用

会員は、本契約に基づく会員の個人情報について、当JAが次の通り取扱うことについて同意したものとします。なお、当JAの個人情報保護方針等につきましては、当JAホームページでご確認いただけます。

1. 会員の申込受付・会員管理およびポイントサービスの提供を含む当JAの各事業サービスの履行の為、以下の情報に保護措置を講じたうえで収集・保有・利用すること。
  - ① 住所、氏名、生年月日、自宅電話番号、他所定の申込書に記入・申告された事項
  - ② 利用実績、利用明細、お問合せ内容等
2. ポイントサービス利用情報を以下の目的のために利用すること。
  - ① 当JAの信用・共済・購買・販売・加工・利用など実施事業における市場調査、商品開発
  - ② 当JAの実施事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内
  - ③ 当JAの実施事業におけるアフターサービスの提供
- ④ 第三者への営業アドバイスに利用するための個人認識ができない程度の統計的情報を作成すること
3. 本規約に基づく業務を第三者に委託する場合には、業務の遂行に必要な範囲で個人情報を当該業務委託先に預託すること。



- 詳しくは、お近くのJA窓口へ 本店 TEL 0258-41-2881
- 北部中央支店 0258-74-3777
  - 寺泊支店 0256-97-3221
  - 寺泊西支店 0258-75-3311
  - 出雲崎支店 0258-78-3171
  - 中部中央支店 0258-42-2200
  - 与板支店 0258-72-2077
  - 三島支店 0258-42-3801
  - こじ中央支店 0258-92-3131
  - 塚山支店 0258-94-2011
  - 岩塚支店 0258-92-3105